

2025 年 7 月 31 日

国立大学法人山口大学
学 長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 三原 敏秀



8 月 1 日付けの昇給等基準および運用の一部改正についての申入れ

日頃より教職員の労働環境整備のため尽力いただいておりますこと感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、2025 年 6 月 4 日（水）に総務企画部人事課より組合へ非公開での概要説明があり、6 月 10 日（火）には公開可とされた後、7 月 15 日（火）に正式に就業規則改正案として制度説明があったものです。

規則改正説明会での質疑応答のなかでも、制度改正による不利益変更への懸念等縷々指摘し、関係資料の提示を求めたところ了解の旨、返答がありましたが、その後連絡等なかったため、7 月 18 日（金）に人事課宛に請求資料について再確認の連絡をおこない、その連絡に対しても何ら返答がなかったため、7 月 24 日付けで貴職宛に協議・交渉の申入れを提出したところです。

今回の改正案である俸給表の改正（号俸の大きくくり化）と昇給制度改正案のうち、特に後者の改正案については、規則改正案説明会の際にも労働条件の不利益変更を含む制度改正であると述べておりますし、関係資料の提示もその不利益の程度を確認するために求めたものであります。

にも拘わらず、7 月 29 日（火）に、初任給、昇格、昇給等に関する基準及びその運用についての一部改正を 8 月 1 日付けで行う予定であることを人事課長等から伝えられましたので、交渉なしに改正すべきでない旨伝えたとところです。

つきましては、後者について 8 月 1 日付け改正を留保いただき、申入れどおり、私どもとの協議・交渉の場を設けていただくよう強く求めます。

以 上